

従業員向け長期障害所得補償保険を導入致しました

令和7年11月1日、一般社団法人マラナタ パセム西宮は、長期障害所得補償保険を導入いたしました。

これは従業員の皆様が病気やケガにより長期にわたり働けなくなった場合、共に働いてきた仲間として、従業員の皆様が65歳になるまで、以前の給与の80%を長期補償する制度です。

本件に関するお問い合わせ先
社会福祉法人 ウエル清光会 小寺 隆
電話:080-4387-0731